

総社市子どもを虐待から守る条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市子どもを虐待から守る条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務等を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見その他の虐待防止等に関し必要な事項を定め、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (5) 学校等 学校、幼稚園、認定こども園及び児童福祉施設をいう。
- (6) 関係機関等 学校等、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校等の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、民生委員児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害行為であり、何人もこれを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 子どもを虐待から守るためには、地域力を結集して子どもの尊厳を守り、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

- 2 市は、虐待を防止するため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、全ての子どもが地域とのつながりを持ち、虐待予防のための対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を整備しなければならない。
- 4 市は、虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。
- 5 市は、子どもの人権、虐待予防のための母子保健施策、子育て支援施策及び虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 6 市は、虐待を受けた子どもの安全確保及び自立支援の職務に携わる者の確保に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子どもの健やかな成長を阻害するような身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。
- 3 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び確保に応じなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、市が実施する虐待の予防及び早期発見その他虐待防止に係る施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び確保に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援施策その他虐待を防止するための施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めるものとする。

(情報の共有等)

第8条 市、児童相談所及び関係機関等は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有することができる。

2 市は、虐待を受けた子ども(虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の市区町村又は児童相談所へ伝達するなど虐待の防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(通告及び相談に係る対応等)

第9条 何人も虐待が子どもの生命及び人権に関わる事象であることに鑑み、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市又は児童相談所に通告しなければならない。

2 市は、虐待に係る通告があった場合は、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認及び確保を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市区町村又は児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

3 市は必要に応じ、近隣住民、所轄警察署(市を管轄する警察署をいう。以下同じ。)、住宅を管理する者、関係機関等その他子どもの安全確認を行うために必要な者に対し、子どもの安全の確認及び確保への協力を求めるものとする。

4 前項の規定による協力を求められた者は、子どもの安全の確認及び確保に協力するよう努めるものとする。

5 市は、通告を受け、虐待があると認められるときは、必要に応じてその情報を速やかに所轄警察署長に提供するものとする。

6 市は、児童相談所及び所轄警察署と連携し、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

7 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(子どもに対する虐待に関する知識の普及等)

第10条 市は、子どもに対して、虐待に関する知識の普及及び虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。

2 前項の虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。

(子どもに対する支援)

第11条 市は、児童相談所、所轄警察署及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもを守るため、当該子どもに対して、必要な支援を行うものとする。

(保護者に対する指導及び支援)

第12条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第13条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待のため里親への委託又は児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって、必要な支援を行うものとする。

(子どもの相談環境の整備)

第14条 市は、虐待の早期発見のため、学校等と連携し、子どもが自身の現状を相談することができる環境の整備に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会の取組)

第15条 総社市要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定により設置した要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。)は、子どもを虐待から守るため、協議会を構成する者がそれぞれ保有する虐待に関する情報を共有するとともに、協議会を構成する者同士の緊密な連携を図るものとする。

2 協議会は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、地域との連携を図り、その家庭に対する支援を継続的に行うことができる体制の整備に

努めるものとする。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。